

【新本庁舎】秋から建設工事が始まります

22世紀の子どもたちに誇れる
公共空間づくりを目指して

新しい本庁舎は、魅力のある、人にやさしい空間づくりを目指し、平成29年秋から建設工事を開始する予定です。



〈北西道路から見た新本庁舎〉

免震構造の採用による
安全・安心な庁舎

自然換気や夏の日差し
を遮るひさしなど環境
にやさしい庁舎

長期にわたる運用を想定した
保守・管理のしやすい庁舎

将来的な運用変更にも
柔軟に対応できる庁舎



〈護岸周辺から見た新本庁舎〉



〈屋上展望デッキから尾道水道を望む〉



人が集い、楽しんでいただける
魅力ある空間づくり

新本庁舎は、
平成29年秋着工予定・
平成31年秋ごろ業務開始
予定です。

☎総務課(☎0848-38-9334)

駐車台数が減少します

工事中は、庁舎南駐車場が利用できなくなり、駐車台数が減少します。
ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひします。



くらしの窓

市からのお知らせ

涼しさをおすそわけ
ひろしまクールシェアが始まります



自宅のエアコンを消して、まちなかの涼しい場所で過ごすことが省エネにつながります。

☎ 7月17日(祝)～9月22日(金)

参加施設 市役所本庁舎・各支所、図書館、市立美術館、総合福祉センター、しまなみ交流館、因島ふれあいセンター、おのみち子育て支援センター、いんのしま子育て支援センター、公民館(一部公民館・分館を除く)

☎環境政策課
(☎0848-38-9434)

オオキンケイギクは
特定外来生物です

5～7月に黄色い花を咲かせる植物です。繁殖力が強く、生態系に影響を及ぼすとされています。栽培したり、観賞用に持ち帰ったりしてはいけません。



庭や畑で見かけたら、なるべく根から抜き取り、袋などに入れて枯死させた後に燃やせるごみに出してください。

☎環境政策課
(☎0848-38-9434)

農地取得等に係る下限面積
要件が変更されます

農地法の規定に基づき、下限面積(別段面積)を変更します。

耕作目的で農地取得等(農地法第3条)の申請は、下限面積要件を満たしている必要があります。

農業委員会において、次のとおり別段面積を定め、平成29年8月1日より施行します。

- 瀬戸田町区域 30アール
 - 御調町・因島重井町区域 20アール
 - それ以外の区域 10アール
- ☎農業委員会事務局
(☎0848-38-9491)

市内で野良犬にかまれる事故が発生しています
—野良犬による被害を防ぐために—

- 野良犬へ無責任にえさを与えないでください
- 飼い犬のえさを放置しないようにしましょう
- 飼い犬には不妊去勢手術をしましょう

◎野良犬がよくいる場所や子犬が生まれている場所などの情報をお寄せください

☎環境政策課(☎0848-38-9434)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6201)

瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)



広島県動物愛護センターでは、野良犬の保護作業を行っています。
また、町内会からの依頼により保護機の設置を行っています。

☎広島県動物愛護センター(☎0848-86-6511)

動物を捨てることは犯罪です。
愛情を持って終生飼うことは、飼い主の責任です。

地域集会施設リフォームの
補助事業を延長します

地域コミュニティ活動の充実を図るため、町内会等が設置・管理する集会施設のリフォーム費用を補助します。

補助額 対象経費の2分の1(上限200万円)※平成31年度まで実施。

☎高齢者福祉課
(☎0848-38-9137)

ふるさと納税のふるさと産品
提供事業者 募集説明会

尾道市へのふるさと納税寄附者に対して、お礼としてふるさと産品を贈呈しています。

この産品として商品やサービスを提供していただける事業者を対象とした説明会を開催します。

☎ 7月20日(木)
継続事業者は 10:30～、
新規事業者は 13:30～

☎尾道市市民会館
☎市内に本社か事業所のある法人・個人事業者

募集産品 製造もしくは原材料の生産が市内で行われている商品や市内で提供されるサービス

☎政策企画課
(☎0848-38-9452)

戦没者などの遺族へ
特別弔慰金を支給します

☎戦没者等の死亡当時の遺族。平成27年4月1日時点で公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に先順位者1人。
※請求順位あり。

☎前回の裁定通知書(ある場合)、請求者の印鑑、身分証明、マイナンバーなど

☎平成30年4月2日(月)

■現在、手続きに1年半程度かかっています。特に戦没者の本籍地が他県の場合は、通常よりも時間を要しています。今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

☎社会福祉課
(☎0848-38-9123)
広島県社会援護課
(☎082-513-3036)

